国民健康保険に加入のみなさんへ

平成23年度 国民健康保険税の税率が決まりました

平成23年度の税率改正により、医療分の賦課限度額が50万円から51万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額が13万円から14万円に、介護納付金分の賦課限度額が10万円から12万円に引き上げられました。課税限度額の引き上げのみで、その他の税率改正はありません。

保険税の軽減制度

平成22年中の所得金額が所得基準を下回る世帯については、保険料の均等割と平等割が減額されます。軽減を受けるための申請は不要です。

ただし、未申告世帯は軽減対象とはなりません。

○平成23年度の保険税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分（※）
所得割額	4.3/100	1.7/100	1.6/100
資産割額	25.0/100	6.0/100	12.0/100
均等割額	21,000円	6,600円	7,200円
平等割額	22,800円	7,800円	7,200円
賦課限度額	510,000円	140,000円	120,000円

※介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方のみ

○保険税の算定方法

所得割額	加入者それぞれの前年中の総所得金額 －基礎控除（33万円）×所得割税率
資産割額	加入者それぞれの当該年度の固定資産税額（土地・家屋）×資産割税率
均等割額	被保険者数×定額
平等割額	1世帯につき定額

非自発的失業者の方へ

平成21年3月31日以降、倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどにより離職された65歳未満の方の保険税は、前年給与所得を30／100とみなして計算します。軽減を受けるためには申請が必要です。

	世帯主と国民健康保険加入者の22年中の所得金額の合計
7割軽減	33万円以下
5割軽減	（33万円＋世帯主を除いた加入者数×24万5千円）以下
2割軽減	（33万円＋加入者数×35万円）以下

★70歳から74歳の方へ高齢受給者証を発送します

高齢受給者証を7月下旬に発送します。

お医者さんにかかる時の自己負担割合が軽減され、負担割合は1割です。（現役並み所得者は3割負担）。お医者さんにかかる時は、保険証といっしょに提示してください。

★特定基本健診を受けましょう

1年に1回は健康度を数値やレントゲンで確認し、健康づくりに役立てましょう。

特定基本健康診査の結果、健康状態が悪化する恐れのある人には「特定保健指導」の案内を送付します。

なお、生活機能評価（介護予防を目的に65歳以上の方に実施）は、本年度から健診以外で実施します。

特定基本健診・がん検診は健診当日の申込は受付しませんので、事前に申込をお願いします。詳しくは、保健センターへ。

★一部負担金の減免・猶予制度をご利用ください

入院する国保加入者がいる世帯で、事業の廃業、失業、災害等により、一時的に生活が困難になった場合は、申請により一部負担金（病院の窓口で支払うお金）の減免・猶予を受けることができます。保険税の滞納があると、この制度は利用できません。

★限度額適用認定証が必要な方へ

「限度額適用認定証」を提示することにより、入院時の自己負担費用が限度額までとなります。入院の際は、あらかじめ交付の申請をしてください。

交付対象者は70歳未満の方、または70歳以上で住民税非課税世帯の方です。住民票上の同一世帯でない方が申請に来られる場合は、委任状が必要です。

なお、本年度から通院の場合も適用可能となっています。（医療機関に確認してください。）保険税の滞納があると、この制度は利用できません。

★こんな時は14日以内に届出を

国民健康保険に加入するとき

・他の市区町村から転入したとき
・職場の健康保険等を脱退したとき
・職場の健康保険等の被扶養者でなくなったとき
・生活保護を受けなくなったとき

国民健康保険を脱退するとき

・他の市区町村に転出するとき
・職場の健康保険等に加入したとき
・職場の健康保険等の被扶養者になったとき
・生活保護を受けるようになったとき

※本人もしくは住民票が同一の家族の方が届出てください。それ以外の方が届出する場合は委任状が必要です。

問い合わせ先

○国民健康保険税に関すること　税務課（内線341）

○国民健康保険の資格・給付に関すること　健康福祉課（内線355・356）

進めよう わが家の耐震改修

町と県では、昭和56年５月以前に着工された住宅を対象に、住まいの耐震化を支援しています。

制度の流れ

簡易耐震診断 ⇒ 住宅耐震改修計画策定 ⇒ 住宅耐震改修工事

- 簡易耐震診断：木造戸建住宅の場合27,000円の補助
- 住宅耐震改修計画策定：最大20万円の補助
- 住宅耐震改修工事：最大110万円の補助

◎簡易耐震診断推進事業

町が簡易耐震診断員を派遣し、調査・診断を実施します

対　　象　昭和56年５月31日以前に着工された住宅
費　　用　木造戸建住宅の場合30,000円（個人負担額3,000円）
申込期日　平成24年１月31日まで

簡易耐震診断の結果、評点の低かった住宅については、次の補助が受けられますので、ご検討ください。

福崎町住宅耐震改修促進事業

町が耐震改修工事にかかる費用の一部を補助します。

対　　象　昭和56年５月31日以前に着工された自己の居住用の戸建住宅で、県の「わが家の耐震改修促進事業」（耐震改修工事費補助）の交付決定を受けた者
※町税等の滞納がないこと

補助金額　費用の16分の１以内（15万円／戸を上限）
※町内施工業者を利用した場合、さらに費用の16分の１以内（15万円／戸を上限）を加算

わが家の耐震改修促進事業

県が耐震改修の計画策定と工事にかかる費用の一部を補助します

対　　象　昭和56年５月31日以前に着工され、耐震診断で安全性が低いと判断された住宅で、県住宅再建共済制度に加入している（する）者
※所得が1,200万円（給与収入14,421,053円）以下の県民

補助金額　①計画策定費補助：費用の３分の２以内（戸建住宅の場合20万円／戸を上限）
②工事費補助：費用の４分の１以内（戸建住宅の場合60万円／戸を上限、最大20万円加算（平成23年度まで））

申込期日　予定戸数に達し次第受付終了

問い合わせ先　役場まちづくり課（内線335・336）　ホームページ：http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/

＝町税の延滞金について＝

納期限を過ぎた納付には延滞金が加算されます

町税（町県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税）は、定められた期限（納期限）までに自主的に納付していただくことになっています。納期限までに完納されない場合は、期限内に納付された方との公平性を保つため、本来の納付額のほかに「延滞金」もあわせて納付していただくこととなります。

延滞金は、未納額に対し、年14.6%（ただし、納期限の翌日から１ヶ月を経過するまでの期間は、年7.3%を上限とした地方税法で定める割合）で計算されます。納期限を過ぎても納付されずに放置された場合、思いもよらない高額な延滞金になることがありますので、納期限を十分にご確認いただき、期限内納付にご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先　税務課　収納係（内線342・343）

防災無線で緊急情報をお知らせします

全国瞬時警報システム（J-ALERT）

●全国瞬時警報システム（J-ALERT）とは

緊急地震情報や弾道ミサイル発射情報といった、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、国から通信衛星を介して情報が送信され、町が受信し、防災行政無線を自動起動することにより、瞬時に緊急情報をお知らせするものです。
（福崎町では６月１日から運用開始）

【お知らせする情報】

◎国民保護情報
福崎町に武力攻撃などが発生、あるいは予測される場合（ゲリラ攻撃、航空攻撃、弾道ミサイル発射、大規模テロなど）

◎緊急地震速報
兵庫県南西部に震度４以上の地震が予測される場合

◎震度速報
兵庫県南西部に震度４以上の地震が発生した場合

防災行政無線からこれらの情報が放送されたときは、すぐに身の安全を確保し、あわてず落ち着いて行動するとともに、テレビやラジオからの情報、町からの情報などに注意してください。

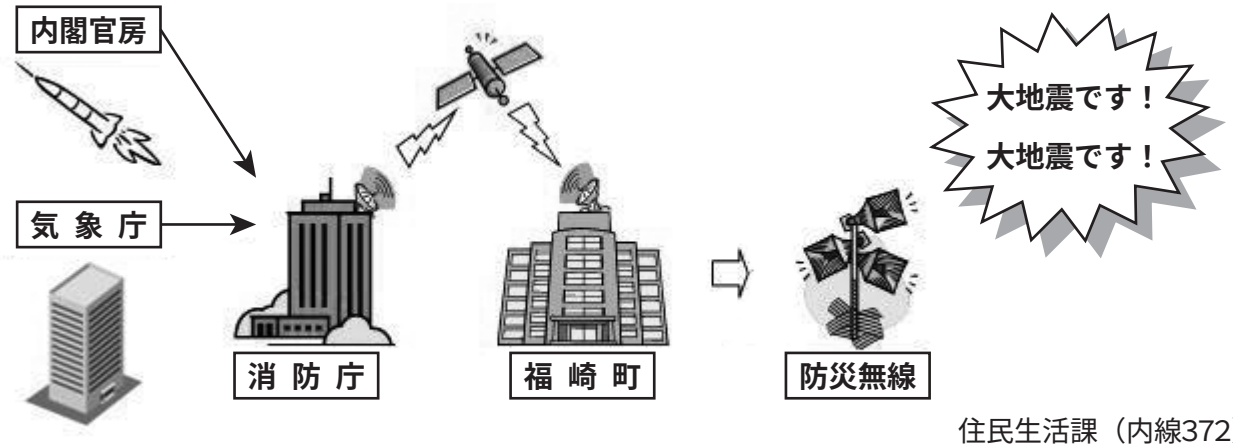

住民生活課（内線372）

土砂災害に備えよう

土砂災害から身を守るためには「日頃の備え」と「早めの避難」が大切です。

日頃の備え

- 懐中電灯、ラジオ、非常持ち出し品等がそろっているかチェックをしましょう。
- 福崎町防災マップで土砂災害警戒区域を確認することができます。どこが危険か、避難場所はどこかを日頃から確認しておきましょう。
- 避難する道に危険な場所がないか調べておきましょう。
- 土砂災害の多くは雨が原因で起こります。気象情報に気を配り、連続雨量や時間雨量などをチェックしましょう。

→気象情報のほかに国土交通省【川の防災情報】なども参考にしてください
http://www.river.go.jp/

早めの避難

次に示すのは土砂災害の主な前兆現象です。これらの現象を見たり聞いたりしたときは、早めに避難しましょう。（前兆現象がなくても土砂災害が起こることがあります。）

土石流

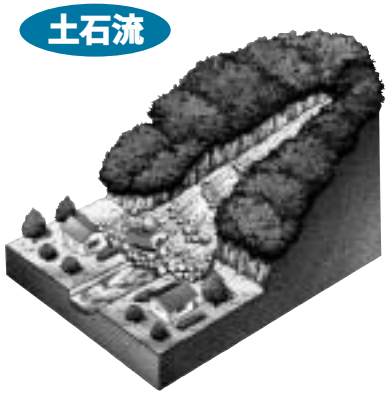

雨がどんどん降っているのにもかかわらず川の水位が下がった。流木が多くなった。

がけ崩れ

がけから小石が落ちてきた。

（まちづくり課）

農業委員会
農業委員会だより

農地を売買・贈与・貸借されたい方へ

町内の農地の売買・贈与・貸借などは、福崎町農業委員会（または県知事）の農地法第３条にもとづく許可が必要です。許可を受けない行為は無効となります。

農地法第３条許可事務について

①福崎町農業委員会では、毎月５日（休日の場合は翌開庁日）締め切りで申請書類を受け付けています。毎月20日前後に行う農業委員会総会で、申請書、添付書類、現地確認などの審査を行い、許可（不許可）を決定します。

②町内の方が町内の農地の売買などを申請する場合は、その月末を目途に許可書を交付します。町外の方が町内の農地について申請する場合は、県知事に進達するため、許可書の交付は翌月の月末頃になります。

農地法第３条の許可基準

次のすべてを満たす必要があります。

①申請農地を含め所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（効率利用要件）

②申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）

③申請農地を含め耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件（※）：福崎町では3,000㎡）

④申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

⑤所有権移転の場合、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）

※下限面積要件

経営面積があまりに小さいと、生産性が低く、農業経営が効率的・安定的に行われない恐れがあるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可はできません。

【農地法第３条許可申請から許可書交付までの流れ】

申請についての相談
申請書類は福崎町農業委員会（事務局：役場産業課）でお渡しします。

↓

申請書の記入
添付書類の用意
売買・贈与・貸借など内容に応じて必要書類も異なります。
記入例や必要書類一覧表をご参照ください。

↓

提出前の再確認
記入漏れや必要書類の不足があると、受付できない場合があります。
十分に確認をお願いします。

↓

申請書と添付書類の提出
申請書類の受付は毎月５日（休日の場合は翌開庁日）が締め切りです。

問い合わせ先　福崎町農業委員会（産業課内・内線394）

～安定した給水確保のために～
水道週間にあわせ技術講習会を実施

６月１日（水）、水道週間（６月１日～７日）にあわせて、技術講習会が管工事業協同組合事務所（旧給食センター）で開催されました。

今回の講習会では、水道課職員及び管工事業協同組合の工事担当者が、万が一に備え、姫路市消防局による「ＡＥＤを使用した心肺蘇生法」の講習を受けました。模型を用いて人工呼吸や胸骨圧迫等を行い、救命の重要性を学びました。（水道課）

子育て情報

7月・8月の行事予定

「あそびのひろば」

ドレミ　毎月第２木曜日　10:00～11:00
７月14日（木）　八千種研修センター
　季節の歌を歌ったり、音に合わせてリズム遊び、身体遊びなどを楽しみます。
ぐりとぐら　毎月第１木曜日　10:00～11:00
８月４日（木）　文化センター　２階　和室
　絵本の読み聞かせ、わらべうた、パネルシアターなど、親子でいっしょに楽しみます。

（**問い合わせ先**：子育て学習センター）

「子育て学習講座」
人形劇「きかんしゃポーくん」「トントンたたくのはだれですか」人形劇団クラルテ　公演

日　時：８月２日（火）10:30～11:30（受付10:00～）
場　所：エルデホール・メインホール

「きかんしゃポーくん」
　野原をさんぽのきかんしゃポーくん。そこへやってきた、飛行機くん、自動車くんと丘の上まで競争が始まります。のんびりやのきかんしゃポーくんは、ちょうちょうやアヒルの親子や羊たちと遊んで競争を忘れてしまいます。さて、待ちくたびれた飛行機くんや自動車くんは…。子どもたちの大好きな乗り物が主人公のお話です。

（**問い合わせ先**：子育て学習センター）

おひさまらんど（子育て支援センター）で水遊び

　お天気の良いときは、おひさまらんどの玄関先で、ちょっとした水遊びを楽しみませんか。水遊びがしたいときは、水着、着替え、タオルなどを各自でご持参ください。
※体調の悪い時や肌に異常のある場合はご遠慮願います。お子さんの体調には十分ご注意ください。

小さなお友達も大歓迎！親子でいっしょにミニコンサートを楽しみませんか？

日　時　７月21日（木）　10:00～10:30
場　所　福崎幼児園　お遊戯室
演　奏　牛尾奈津美さん
　　玉置真梨さん
対　象　就学前の子どもとその保護者
申込方法　子育て支援センターへ

ちょっとひと休み！いっしょにおしゃべりしませんか？

日　時　７月26日（火）　10:00～11:30
場　所　子育て支援センター
テーマ　「ぐっすりねむる」
　～あなたの子どもは夜ぐっすりねむっていますか？～
　※個別相談員、スタッフもごいっしょします。
対　象　就学前の子どもとその保護者
申込方法　子育て支援センターへ
定　員　15組

七夕会のお知らせ

　短冊に願いごとを書いて、地域の方といっしょに親子で七夕会を楽しみませんか。
日　時　８月３日（水）　10:00～11:00
場　所　福崎幼児園　お遊戯室
日　時　８月４日（木）　10:00～11:00
場　所　八千種幼稚園　お遊戯室
対　象　就学前の子どもとその保護者
申込方法　子育て支援センターへ
定　員　各日とも20組

子育て学習センター（ともだちひろば）

〈開設日時〉
　火・水・木・金曜日　9:00～15:00
　第４土曜日　9:00～12:00　（祝日を除く）
〈個別相談〉　毎月第３火曜日　10:00～14:00
　７月19日（火）・８月16日（火）
　相談員：木村才子さん

福崎町福田１７６－１（文化センター２階）
☎２２－７８３０（なやみゼロ）　Fax２２－２５６１

子育て支援センター（おひさまらんど）

〈開設日時〉
　月曜日～金曜日　8:30～17:00
　土曜日　8:30～12:30　（祝日を除く）
〈個別相談〉　毎月第１火曜日　10:00～14:00
　８月２日（火）
　相談員：井手晴子さん

福崎町福崎新４４８－３（福崎幼児園内）
☎２２－２３０８　Fax２２－２３１３

子育て支援に関することは Eメール ko-shien@town.fukusaki.hyogo.jp